

豊橋市立高師小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月4日

令和7年4月3日(最終改定)

1 基本理念

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、学校および社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念を定める。

「いじめをしない・させない・見逃さない」

2 方針の基本方向

(1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組む。そのため、児童はもちろんのこと、教職員をはじめ、関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくる。

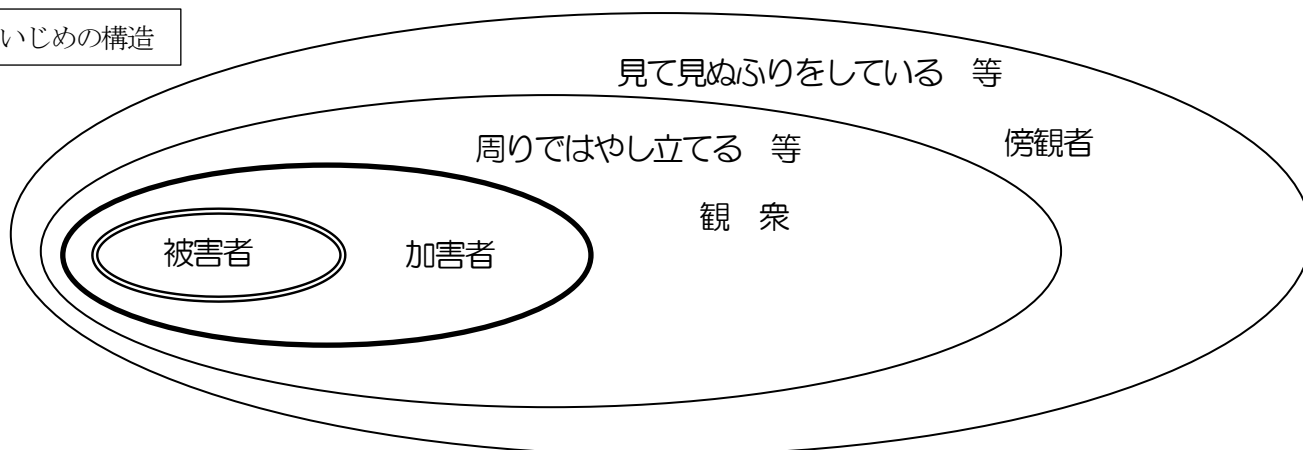
① 児童の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、児童が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を進める。そして、授業や学校行事の中で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面を作ることで児童同士の「絆づくり」を進める。

② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を児童の中に浸透させ、いじめの四層構造における「観衆（周りではやし立てる存在）」や「傍観者（見て見ぬふりをしている存在）」が「相談者（被害者の側に立って、いじめを告発する存在）」や「仲裁者（加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在）」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高める。

いじめの構造



③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が、児童の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動する。大勢の前で、特定の児童にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりすることが、児童のいじめを助長する場合があることを自覚する。

④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取組みの重要性について保護者・地域全体に認識を広める。そして、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動を進めていく。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の第一歩であり、すべての大人が連携し、児童のわずかな変化に気づく力を高める。そのため、わずかな兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がける。

① 児童のわずかな異変に気づく敏感な感性

児童は、「報復をされる」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもある。すべての教職員が、何気ない児童の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、児童のどのような話も真剣に受け止め対応する。

② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの児童が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせる。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている児童を守るための「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努める。

③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや児童のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から教職員間で情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整え、児童の様子について気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努める。

(3) いじめの早期対応

いじめが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを行った児童に対して適切に指導する。

① 迅速で慎重な事実確認

児童のいじめの疑いを認知した場合、教職員は、いじめられている児童の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応する。いじめに対する関係児童の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行う。

② 児童の安全確保

いじめられている児童といじめの行為を相談してきた児童の安全を最優先することを心がけて対応する。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行う。

いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側の見守りにも十分配慮して対応する。

③ 組織的な対応

いじめに関わった児童からの聞き取りは、「生活サポート委員会」で分担するなど組織的に対応を行う。

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告する。

⑤ 警察との連携

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で早期に警察に相談・通報し、連携して対応する。

いじめは、必ずしも学校内で起きるとは限らず、学校外の人間関係でも起こり得ることを想定し、事案に応じて的確に対応していく

3 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、保健主事、スクールカウンセラー、主任児童委員等で構成する。

「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎月の生活アンケートや、それに基づく教育相談の結果について学年で集約・分析を行い、情報共有を行う。分析をもとに場合によっては、サポート全体会を開き、どのように対応していくことがその子のためになるのか対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組み

《未然防止》

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ② 「わかる授業」づくりに努め、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ④ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。

- ⑤ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ⑥ 「性的マイノリティ」とされる児童は、自身の状態を秘匿している場合が多いことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎む。

《早期発見》

- ① 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童や保護者との信頼関係を築く。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童を見守り、情報を共有する。そのため、日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ③ 生活アンケートの質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする。ことで児童の実態把握に努める。
- ④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上を図る。
- ⑤ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。

また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるよう体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

《早期対応》

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「生活サポート委員会」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童への指導
・もともと信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。 ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法等)を立てます。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努めます。	・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。 ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導します。 ・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行い、自らの生き方をじっくり考えさせます。

- ② いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員に
いじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全
を確保するための取組みを徹底する。
- ③ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者
にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気がもてるようにする。
- ④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、
関係機関との連携も視野に入れて対応する。

《自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応》

児童が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職
員の対応が当該児童に刺激を与えることがないように留意し、迅速に目立たず対応する。

- ① 校長のリーダーシップの下、直ちに「生活サポート委員会」や職員会議を開き、「子
どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関
係や今後の方針についての情報を共有する。
- ② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。
- ③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童の見守り体制を構築するとともに、家
庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、8月の
Q-Uを使った事例検討会や12月の情報交換会の機会を通してPDCAサイクル
(PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとな
るよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価ア
ンケートを年に1回実施し(12月)、来年度どのように取り組んでいくか学校経営評
価の話し合いにおいていじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) アンケート内容に友達にいやな思いをさせたことはないかを問うものを入れる。い
じめられたことをさがすアンケートよりも、いじめたことはないかを問うアンケー
トで担任も保護者も協力して指導できるようなアンケートにする。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資
質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページで保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (4) 学校外では、保護者の見守り、校区民の見守りを呼びかけ、その場での指導をする
か、学校への連絡をお願いする。